

## 中部電力の家庭用電気料金値上げ認可申請に関するチェックポイント

### への回答

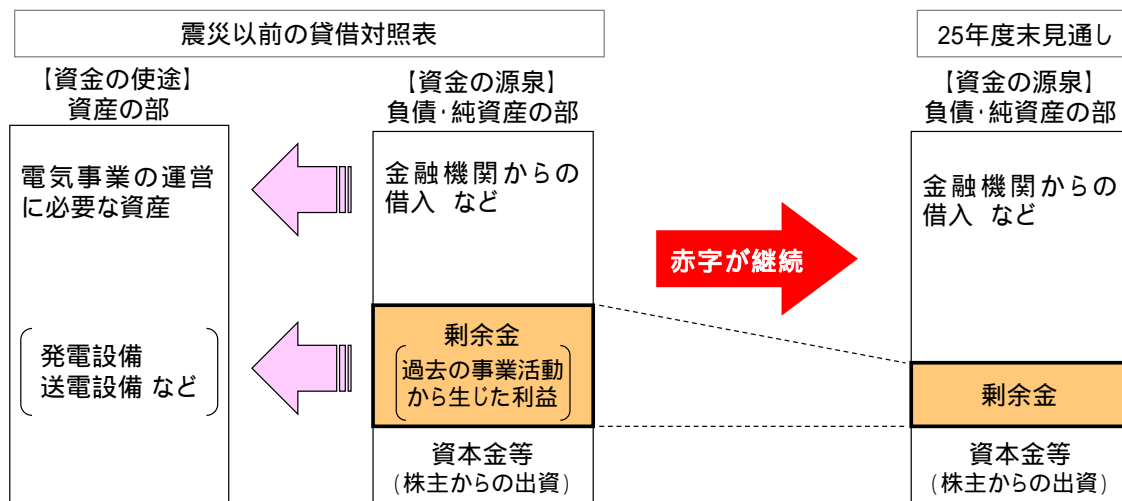
資源エネルギー庁  
平成 26 年 3 月 31 日

#### 【財務状況】

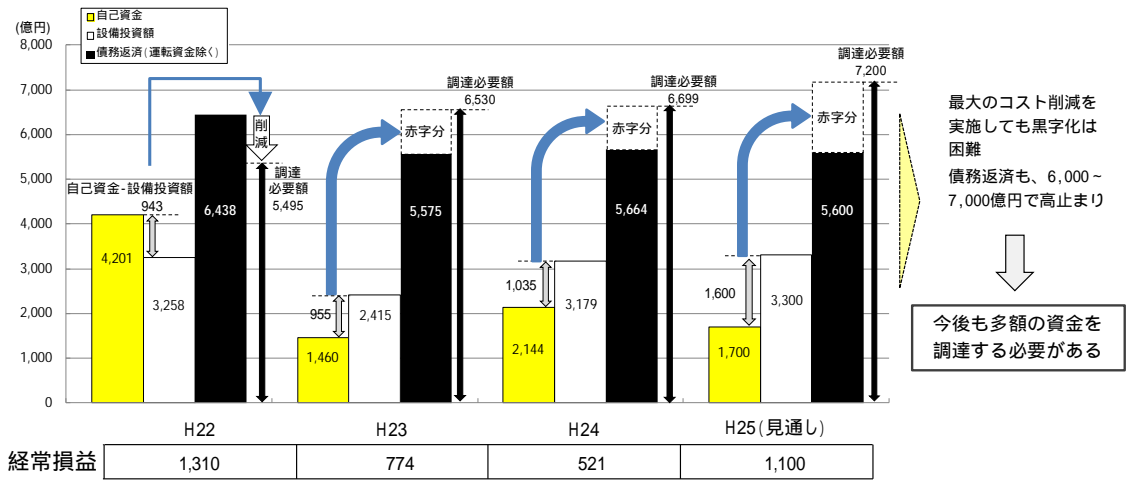
これまで電気料金の値上げ認可申請をした電力会社に比べて剰余金の水準が高い中で値上げの必要性について、合理的に説明しているか。

中部電力は「剰余金は、電気事業の運営に必要な資産（発電設備・送電設備など）の取得等のための資金として活用しており、実際には電気事業の運営に必要な資産に形を変えていることから、『現金』として手元に残っているわけではない。したがって、事業活動に必要な資金が不足する分は、実際の現金ではない剰余金では賄うことができず、金融機関からの借入などにより資金を調達することが必要となるが、3期連続の赤字となり、今後の具体的な収支改善の見込みが得られない場合、金融機関に不良債権と判断される蓋然性が高まり、取引先金融機関から新規の融資を受けられなくなるおそれ（資金調達が極めて困難になる可能性）がある。その場合、信用力の低下から資金調達コストの一層の上昇や、最悪の場合、資金繰りの行き詰りによって電気事業の遂行に支障をきたす可能性があることや、燃料・資材調達等にも影響が生じる可能性があることから、収支の改善を図り、信用力の低下・自己資本の減少に歯止めをかけることにより、電気事業を健全に運営し、お客さまに電気を安定してお届けすることが必要である。」としている。

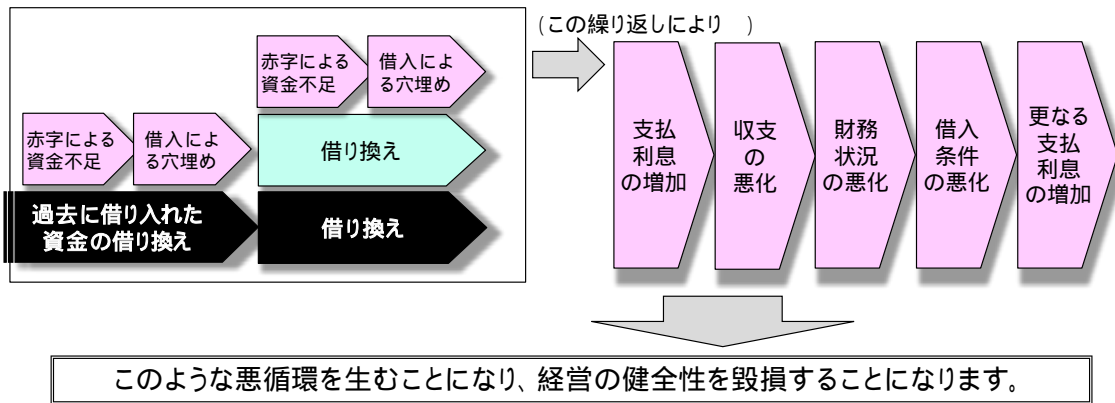
剰余金について（第10回電気料金審査専門小委員会資料4）



## 中部電力の資金状況の推移（第10回電気料金審査専門小委員会資料4）



## 赤字継続による経営状況の悪化について（第10回電気料金審査専門小委員会資料4）



中部電力により行われた今回の電気料金値上げ申請に対する審査にあたっては「能率的な経営の下における適正な原価に基づくものであること。」という電気事業法の規定及び関連する法令を踏まえ、最大限の経営効率化を踏まえたものになっているかという観点から審査を行った。

## 【人件費等について】

### [給与等]

役員報酬（一人当たり）、従業員年収（一人当たり）について、それぞれの立場に応じて、地域特性等の事情も踏まえて削減されているか。また、最大限の効率化が求められる状況下で、役員数及び従業員数が適正であることを明確かつ合理的に説明しているか。

特に、役員報酬（一人当たり）については、国家公務員の指定職職員の給与の水準を参考に減額しているか。

また、一人当たりの給与手当水準の算定について、対象とした公益企業業種の選択理由を明確かつ合理的に説明しているか。

役員報酬及び従業員給与の水準の算出・比較に関し、補正（地域、年齢、勤続年数等）方法の選択は合理的なものとなっているか。

### 【役員報酬】

中部電力は「一人当たりの年間報酬額（社内役員）について、前回原価から3,400万円（65%）減額となる1,800万円を原価に算入している。また、原価対象の役員数については、平成20年の料金改定より社内取締役を2名、社内監査役を1名減員し、社外役員も含めた全体では18名となっている。」としている。

また、役員報酬について、中部電力は「審査要領や電気料金審査専門小委員会で示されたメルクマールや査定方針に従い算定している。」としている。

電気料金審査専門小委員会の査定方針案（以下「査定方針案」という）において、中部電力は「申請原価上、平成20年の料金改定より社内取締役（常勤）を2名及び社内監査役（常勤）を1名減員している。」とするとともに、一人当たりの報酬額の水準については「申請原価上、審査要領に定める国家公務員指定職の給与水準の平均（事務次官、外局長、内部部局長等の平均）と同等の水準となっている。」としている。

（査定方針案該当箇所：P16）

### 【従業員年収】

中部電力は「当社は聖域を設けない業務効率化を継続的に推進し、採用数を大幅に抑制するなど電力業界の中でもいち早く、徹底的に要員のスリム化に取り組んできた結果、従業員数は平成19年度に約16,000人まで減少した。その後、要員は増加したものの、平成24年度の従業員数はピーク時の平成7年度と比べ3,690人少ない水準となっており、労働生産性は36.2%向上している。今後、流通設備の高経年化対策や原子力発電所の安全性向上対策等への対応、太陽光発電連系の増加対応をはじめとした営業所の業務増による要員逼迫を解消するため、必要人員数は増加する見込みであるが、原価算定期間中の労働生産性は業界トップレベルである。」としている。

従業員一人当たりの年間給与水準について、中部電力は、審査要領に定められた方法に沿って算定が行われているが、一般的な企業の平均値及び類似の公益企業との比較は、平成26年2月に公表された平成25年賃金構造基本統計調査を基本とする。算定方法は、①平成25年賃金構造基本統計調査における従業員1,000人以上（正社員）の企業平均値に短時間勤務者（シニア・スタッフ）の労働時間を反映した金額と、同調査における公益企業3業種（1,000人以上、ガス・水道・鉄道）それぞれの平均年収を中部電力従業員の年齢・勤続年数及び学歴で補正（ ）した平均値に、短時間勤務者（シニア・スタッフ）の労働時間を反映し、これらの単純平均値（ + ） / 2 に、地域補正を反映している。地域補正の方法については、中部電力の都道府県別の従業員数を、平成24年賃金構造基本統計調査（企業規模1,000人以上、一般労働者）で示されている

都道府県別の単価に当てはめて加重平均した値を補正係数としている（1.005209）。また、地域補正の比較対照とする平成24年消費者物価地域差指数についても、中部電力の従業員が勤務している地域（東海、東北、関東及び北陸）の従業員数で加重平均している。これらの結果、原価に算入される一人当たりの年間給与水準は623万円となる。

平成25年賃金構造基本統計調査における公益企業3業種（1,000人以上・ガス、水道、鉄道）の、それぞれの年収単価区分（学歴別の年齢・勤続年数の年収単価）に該当する中部電力の従業員数を当てはめて加重平均により1人あたり平均値を算出。

#### 給与水準の査定の基本的な考え方

- ・一般電気事業者が競争市場にある企業と異なり地域独占の下で競争リスクがないことを勘案し、一般的な企業の平均値を基本とする。
- ・他方、電気事業は、事業規模が極めて大きいことから、小規模・零細企業の平均値を基本とすることは、現実にそぐわない面があることや、公益事業としての側面を考慮し、同種同等の観点から規模や事業内容の類似性を持つ企業との比較も加味するとともに、地域間の賃金水準の差を考慮する。
- ・なお、実際に従業員に支給される給与の水準は労使間の交渉により決定されるものである。
- ・また、どのような賃金体系を採用するかについても、従業員のモチベーションの維持・向上を図る責務を持つ事業者の自主性に委ねられるべきものである。

#### 一般的な企業の平均値

- ・様々な企業を対象とした賃金構造基本統計調査における従業員1,000人以上企業の常用労働者（正社員）の賃金の平均値（平成25年調査：589万円）に、中部電力の場合には短時間勤務者（シニア・スタッフ）の労働時間を反映することが適当である。

#### 類似の公益企業との比較

- ・公益企業の対象業種は、大規模なネットワーク設備を有するという事業の類似性や、料金規制及び競争実態を勘案し、ガス・水道・鉄道の3業種とすることが適当である。その際、これら企業との同種同等比較を行う観点から、年齢、勤続年数、学歴について申請会社との相違を補正する。
- ・その上で、これら3業種それぞれの水準との比較を行う観点から、3業種の単純平均（ ）に、中部電力の場合には短時間勤務者（シニア・スタッフ）の労働時間を反映することが適当であり、これと上記の一般的な企業の平均値との単純平均とすることが適当である。

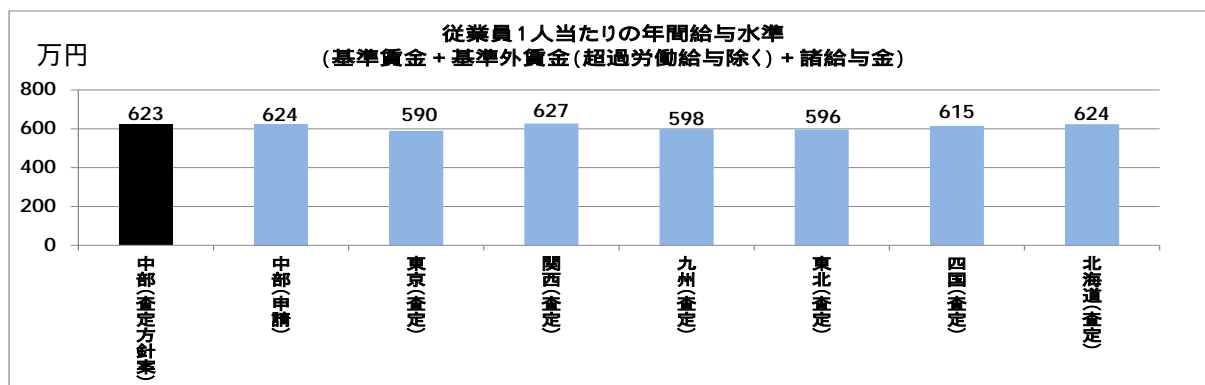
賃金構造基本統計調査におけるガス・水道・鉄道の人員数は、鉄道のウエイトが8割を超えており、加重平均を行うことは各業種との比較を行う視点では適当ではないと考えられる。

#### 地域補正

- ・審査地域の物価水準を踏まえ、消費者物価指数、人事院の「国家公務員給与等実態調査及び職種別民間給与実態調査の結果に基づく地域別の民間給与との較差」、厚生労働省の「賃金構造基本統計調査」等を参考に判断する。
- ・また、申請における地域補正係数の比較対象とする消費者物価地域差指数については、同社の従業員が勤務している地域（東海、東北、関東及び北陸）の従業員数で加重平均しているが、審査要領におけるメルクマールと照らして妥当なものと考えられる。

（査定方針案該当箇所：P17）

一人当たりの年間給与水準の比較（平成24年度以降の料金値上げ申請に係る査定ベース）



## [厚生費、退職給付金等]

厚生費等は、必要最低限の額が計上されているか。

法定厚生費：健康保険料の事業主負担について、申請内容（53.49%）を下回る、50%を目指した可能な限りの削減をしているか。

健康保険料の事業主負担割合について、中部電力は「電気料金審査専門小委員会」で示されたメルクマールに基づき算定しており、平成26年度の54.19%から年々引き下げ、平成28年度末には53.49%とし、平成25年3月末現在における「健康保険組合の現勢」で示されている単一・連合の計及び全産業平均の55%を下回っている。

査定方針案においては「健康保険料の事業主負担割合については、健康保険組合の現勢（平成25年3月末現在）によれば、単一・連合の計の負担割合は55%となっているが、近年における単一・連合及び類似の公益企業の低減傾向を踏まえ、原価算定期間（平成26年度～28年度）内は年々引き下げて、28年度末には53%台の負担割合とした中部電力の申請は妥当である。」としている。

（査定方針案該当箇所：P22）

一般厚生費：

- ・厚生施設費・文化体育費の削減が行われているか。
- ・カフェテリアについて、余暇・レジャー等の支出の廃止・縮減が行われているか。行われていない場合には、その理由を明確かつ合理的に説明しているか。
- ・その他各種奨励金・抛出金等（例えば、自社株の取得を目的とするもの等）について、廃止・縮減が行われているか。行われていない場合には、その理由を明確かつ合理的に説明しているか。

一般厚生費について、中部電力の原価算入額は、保養所・クラブハウスの全廃や、文化体育費・持株奨励金の原価不算入などにより、2012年度福利厚生費調査結果報告（日本経済団体連合会）の1,000人以上企業の平均（従業員一人当たり30.8万円）を下回る27.3万円となっている。

カフェテリアプランについて、余暇・レジャー等の支出の廃止・縮減は行われていない。この点について、中部電力は「一般厚生費の削減にあたり、各制度の優先順位を精査した結果、保養所・クラブハウスの全廃、財産形成支援策の一部廃止などを実施し、従業員一人あたりの一般厚生費はメルクマールを下回る水準となっている。カフェテリアプランについては、従業員の多様なニーズに柔軟かつ公平に応えることができるため、モチベーションの維持・向上を図るうえで重要な福利厚生施策であると判断し、現行制度を維持することとした。」としている。

その他各種奨励金について、中部電力は「財産形成を支援する制度の一部を廃止した。また、持株奨励金については、今回の原価には不算入としている。」としている。

査定方針案においては「審査要領を踏まえ、経団連「2012年度福利厚生費調査結果報告」の1,000人以上企業の平均値と比較した。この結果、中部電力の申請は、この平均値以下の水準にあることを確認した。この範囲においては、どのような福利厚生施策に重点を置くかは従業員のモチベーションの維持、向上を図る責務を持つ事業者の自主性に委ねられるべきものである。宿泊施設、体育施設その他の厚生施設に係る費用については、社宅・寮等であって、電気事業を遂行するために必要と認められるものを除き、原価に含まれていないことを確認した。なお、社員の社宅及び独身寮に係る清掃、賄い、貯水槽の点検及び防火管理業務等に係る委託費用が料金原価に算入されているが、これらの業務は競争入札導入等による効率化が期待できることから、当該費用に

についても本査定方針（案）の基本的な考え方（3）及び（4）に示す方針を適用し、効率化努力分（10.31%）を原価に反映することが妥当である。」としている。

（査定方針案該当箇所：P23）

従業員以外の者であってその業務内容が不明確なもの（相談役、顧問等）や地方議員兼務者に係る費用について、原価から除かれているか。また、出向者への給与、その他の雑給について、原価算入に値するものに限定されているか。

相談役及び顧問への給与、これらに関連する人件費、地方議員兼務者に係る人件費について、中部電力は原価に算入していない。

出向者への給与について、中部電力は、中電配電サポートなど713名（46団体）分を原価に算入する一方、電気事業連合会など418名（55団体）分は原価不算入としている。

査定方針案においては、出向者給与等の負担について、以下のとおりとしている。

- ・中部電力が給与等を負担している出向者については、電気事業の遂行に必要な有効であると認められるものに限り原価への算入を認める。名古屋大学への出向者2名及び浜松医科大学への出向者1名については、いずれも中部電力が出資する寄付講座への出向であるが、この費用は申請原価に算入されていない。また、審査要領において、寄付金は電気料金の値上げが必要な状況下における費用の優先度を考慮し、合理的な理由がある場合を除き、原価への算入を認めないこととなっている。これらを踏まえ、両大学への出向者給与を原価に算入することは認めない。
- ・原価算入を認める出向者数：710名
- ・グループ会社20社（555人）：シーテック、中部プラントサービス、中電配電サポート、知多エル・エヌ・ジー、テクノ中部等
- ・エネルギー団体24団体（155人）：中部電気保安協会、日本原燃、日本原電、日本電気協会、原子力発電環境整備機構等

雑給について、中部電力は「パートタイマーの人員数の増加はあるものの、嘱託員の人員数の減少により、前回改定に比べ24億円減少している。」としている。

査定方針案においては「業務の形態に応じ賃金水準が定まるため、全産業との比較は適当ではなく、他の一般電気事業者との比較が適当である。このため、一般電気事業者の販売量（kWh）あたりの平均単価と比較した結果、中部電力の申請は、この平均単価以下の水準であることを確認した。地域密着型携帯情報サービス料に係る費用については、電気事業とは認められない費用であることから、料金原価から除くべきである。」としている。

（査定方針案該当箇所：P19、P20、P24）

## [調達等について]

競争入札比率については、高い水準を目指して引き上げるべきであり、申請内容（35％）は、東京電力の事例を踏まえた水準となっているか。競争入札の対象分野を明らかにするなど、実現に向けた具体的な方法を説明しているか。各年の競争入札比率の導入目標を設定しているか。競争入札以外の方法による調達のうち、関連会社とそれ以外の会社とが占める割合及びその理由を公表しているか。

中部電力は「平成24年度の競争発注 / 特命発注の比率は29% : 71%であり、特命発注のうち、関係会社の占める割合は49%、発注総額に占める関係会社取引の割合は37%になる」とした上で「さらなる競争発注の拡大に取り組み、平成28年度末までに35%程度を目指す。」としている。また、「仕様の簡素化や共通化とそれによる新規取引先の発掘等により可能な限り制約条件の解消に向けた検討を進め、競争環境を整備する。」としている。

「関西電力株式会社及び九州電力株式会社の供給約款変更認可申請に係る査定方針案」（平成25年3月6日総合資源エネルギー調査会総合部会電気料金審査専門委員会取りまとめ）（以下、「関西電力及び九州電力の電気料金値上げ認可申請に係る査定方針案」という。）において、今後の課題として「経営効率化に関し、今回の申請にとどまらずより長期的かつ持続的、効果的に経営効率化の取組を進めていくため、例えば発注の仕様を社内の人材が作成するために必要なエンジニアリング能力を向上させるなど、様々な取組を行い、その取り組みを随時公開すべき。また、経営効率化計画に係る評価について、電気料金の透明性を確保し、以って需要家の理解を得るために、外部の第三者の視点を取り入れた検討・検証を行う仕組みを導入するなど、電気事業者の経営効率化インセンティブを更に促進する仕組みを検討すべきである」としている。今後、東京電力の事例を踏まえ、中部電力に対しても競争入札比率の更なる拡大を促すことを含め、経済産業省において具体的な対応策を検討してまいりたい。

随意契約を含む調達費用の削減率について、各電力会社のこれまでの取組のみならず、今後の効率化努力も踏まえつつ、10%程度を目標としているか。また、その削減対象となる分野を、可能な限り拡大しているか。

中部電力は「これまでの先行他電力の査定方針を踏まえ、東日本大震災前の価格水準から10%の調達価格削減、更に子会社・関連会社との契約取引に係る費用のうち一般管理費等のコスト削減可能な部分について、出資比率に応じ、10%の調達価格削減の効率化を反映しており、申請原価反映額は、震災前と比べ10.31%となっている。今後の更なる効率化に向けて、競争発注の拡大に取り組み他、これまで取り組んできた発注方法の工夫等の効率化施策についても継続・深掘りしていく。」としている。

査定方針案においては「資材調達や工事・委託事業等に係る費用であって、申請後に契約を締結し、又は契約締結に係る交渉を行うものについては、削減を求めることが困難であるものを除き、これまでの入札の実施等による効率化努力の実績や他の事業者の効率化努力との比較を行いつつ査定を行う。これまでの関西電力、九州電力、東北電力、四国電力及び北海道電力の査定においては、調達発注価格を決める際の主要な構成要素の一つである委託人件費について東京電力のものと比較し、コスト削減前の東京電力と概ね同様の水準であることを確認した上で、東京電力が「東京電力に関する経営・財務調査委員会」等の第三者による確認を受け10%の調達価格削減を織り込んだ例を勘案し、各費用項目の性格に応じ、コスト削減を求めることが困難である費用（1）を除き、コスト削減額が原則10%に満たない場合には、未達分を減額査定したところである。その際各電力が震災後に行った取組のうち、原価織り込み前に削減したものについては、未達分から除外して算定したところである。今回の中部電力の申請についても、この方針に沿って査定を行うことが適当である。中部電力は申請原価上、設備投資及び修繕費等（「以下、設備



投資等」 2という。)の資機材・役務調達のうち、今後契約を締結するものについて、東日本大震災前の価格水準から10%の調達価格を削減することと、子会社・関係会社との契約取引に係る費用のうち一般管理費等のコスト削減可能な部分についても、出資比率に応じ10%の調達価格を削減することを基本方針とし、これらを合わせた平均10.31%(うち子会社・関係会社取引分0.31%)を設備投資等への効率化として織り込んでいる(コスト削減を求めることが困難な費用を除く)。この効率化の水準は東京電力及び関西電力等の査定水準と同等である。また、価格水準について、中部電力と東京電力のそれぞれの委託人件費単価を比較したところ、中部電力の方が低い水準であった。更に、公共工事設計労務単価( 3)と比較することが可能な37職種(電工、機械運転工、塗装工等)について、中部電力、中部5県平均及び全国平均の単価を見比べたところ、中部電力が今回の原価算定に適用した平成25年度単価は中部5県平均及び全国平均より低い水準であるとともに、震災前の平成23年度単価と同じ水準であった。以上を勘案すると、中部電力の設備投資等の効率化の織り込みについては適当であると考えられる。」としている。

1 コスト削減が困難な費用の例・・・ 市場価格がある商品・サービスの単価、既存資産の減価償却費、公租公課 等

2設備投資、修繕費、固定資産除却費、廃棄物処理費、委託費、普及開発関係費、研究費、養成費等

3 農林水産省及び国土交通省が公共事業労務費調査に基づき、公共工事設計労務の単価を決定したもの

( 査定方針案該当箇所 : P 7 )

競争入札比率の拡大及び随意契約費用の削減等、調達の見直しについて、第三者の視点をもって、その進捗を継続的に検証できるような仕組みを検討しているか。

中部電力は「平成24年度の資機材・役務調達に関する効率化の取り組みについて、客観的視点を踏まえた適正さを検証するため第三者による評価を実施し、実績は設計値から 6.4%(非恒常的件名を除くと 5.2%)の効率化を実現したと評価された。あわせて、今後は更に 4.9%の効率化余地があるとの提言を受けており、これらを踏まえつつ更なる効率化の深掘りに取り組んでいく。」としている。また、「今後の更なる効率化に向けて、競争発注の拡大に取り組む他、これまで取り組んできた発注方法の工夫等の効率化施策についても継続・深掘りしていく。」としている。

関西電力及び九州電力の電気料金値上げ認可申請に係る査定方針案において、今後の課題として「経営効率化に関し、今回の申請にとどまらずより長期的かつ持続的、効果的に経営効率化の取組を進めていくため、例えば発注の仕様を社内の人材が作成するために必要なエンジニアリング能力を向上させるなど、様々な取組を行い、その取り組みを随時公開するべき。また、経営効率化計画に係る評価について、電気料金の透明性を確保し、以って需要家の理解を得るために、外部の第三者の視点を取り入れた検討・検証を行う仕組みを導入するなど、電気事業者の経営効率化インセンティブを更に促進する仕組みを検討すべきである」としている。今後、東京電力の事例を踏まえ、中部電力に関しても競争入札比率の更なる拡大を促すことを含め、経済産業省において具体的な対応策を検討してまいりたい。

広告宣伝費等普及開発関係費について、公益的な目的から行う情報提供であって、合理的な理由があるものに限り、原価に算入しているか。また、廃棄物処理費、養成費、研究費、諸費について、厳に必要なもののみを原価に算入しているか。さらに、交際費の大幅な削減、兼職職員への人件費等の支払の廃止・縮減が行われているか。これらの対応が行われていない場合には、その理由を明確かつ合理的に説明しているか。

中部電力は「普及開発関係費については「一般電気事業供給約款料金審査要領」に則り、イメージ広告やオール電化関連業務、販売関連のPR館運営に係る費用は全額原価不算入とし、さらに費用を精査し、前回原価（80億円）と比べ61億円減の19億円を原価に算入している。」としている。

また、「廃棄物処理費については、火力発電所で発生する灰や排水の処理、および原子力発電所で発生する放射性廃棄物の処理等に係る費用など161億円を原価に算入している。養成費については、電力の安全・安定供給に必要な技術や知識の習得および技能向上のための研修費用など21億円を原価に算入している。研究費については、電力中央研究所分担金も含め研究件名の優先度を考慮して、個別に精査・厳選した結果、研究費合計では、前回改定（128億円）に比べ40億円減の88億円を原価に算入している。諸費については、寄付金の全額不算入、団体費の削減をはじめ、費用を精査したことにより、前回原価（402億円）と比べ262億円減の141億円を原価に算入している。」としている。

さらに、「交際費については、従来から原価には算入していない。議員兼職社員の給与についても、今回の原価には算入していない。」としている。

査定方針案においては「電気料金の値上げが必要な状況下における費用の優先度を考慮し、普及開発関係費（公益的な目的から行う情報提供に係るものを除く。）、寄付金及び団体費は原価算入を認めない。ただし、合理的な理由がある場合には、算定の額及び内容を公表することを前提に原価への算入を認める。また、電気の供給にとって優先度が低いものや、規制料金として回収することが社会通念上不適切なもの（交際費、政治献金、書画骨董等）については、原価算入を認めない。これらは、申請された原価に含まれる費用のうち、法令に基づき経済産業大臣がその費用の内訳に係る資料の提出を受けているもの（法第22条第1項の規定に基づき一般電気事業者等が届け出た料金その他の供給条件に係る購入電力料等）についても適用する。」としている。

このうち、普及開発関係費については「審査要領において、原価への算入を認めないこととされている販売促進を目的とした広告宣伝費、オール電化関連費用、PR館の販売促進関連費用については、原価算入されていないことを確認した。他方で、節電や省エネ推進を目的としたものであっても、PR・コンサルティング活動に係る費用については、販売促進的側面が強いと考えられることから、料金原価から除くべきである。電気料金メニューの周知、需要家にとって電気の安全に関わる周知、電気予報等需給逼迫時の需要抑制要請といった公益的な目的から行う情報提供のみ原価算入を認めるが、ホームページやパンフレット・チラシ等を利用したものなど、厳に必要なもののみ原価算入を認めるべきである。特定の需要家に限定した専用サイトを利用した情報提供や他の取り組みと重複していると考えられる費用については、電気料金の値上げを行う状況下における費用の優先度が低いと考えられることから、料金原価から除くべきである。普及開発関係費のうち、団体費的な性格を持つ費用（各種団体の活動費用等）については、料金原価から除くべきである。PR館に付随する屋外施設管理費については、電気事業に供しない施設に係る費用であることから、料金原価から除くべきである。原子力広報についても、イメージ広告に近い情報発信に係る費用については料金原価から除くべきである。発電施設等の施設見学会に係る費用については、電気料金の値上げを行う状況下における費用の優先度の観点から、電源立地地域を主たる対象とするもの以外は、原価算入を認めない。地域密着型携帯情報サービス料に係る費用については、電気事業とは認められない費用であることから、料金原価から除くべきである。」としている。

廃棄物処理費については「石炭灰処理費用は、自社灰捨地の延命化対策後の処理計画に基づき適正に算定されていることを確認した。」としている。

養成費については「研修先の設定する単価が、単価表において予め決まっていることを確認した。販売促進に係る研修費用等については、電気料金の値上げを行う状況下における費用の優先度を考慮し、料金原価から除くべきである。」としている。

研究費については「電中研などの分担金及び自社研究費のうち、電気料金の値上げを行う状況下における費用の優先度が低い研究については、料金原価から除くべきである。なお、研究成果については、広く社会に普及するよう、既に公表されている内容をより充実させるべきである。電中研の分担金については、本来、電力会社本体で行うことも考えられる業務を集中的に行うため各社が費用を分担するものであり、分担金に含まれる人件費については、中部電力のコスト削減努力並に料金原価から減額すべきである。その他の一般管理費等のコスト削減可能な経費については、効率化努力を織り込んでおり、中部電力のコスト削減努力に照らして妥当であると考えられる。」としている。

諸費については、寄付金は「審査要領のとおり、料金原価へ算入されていないことを確認した。」とし、団体費は「海外電力調査会、海外再処理委員会、原子力安全推進協会、電力系統利用協議会、世界原子力発電事業者協会東京センター、日本卸電力取引所、地域共同防災協議会（6団体）については、事業目的など合理的な理由があると考えられることから、料金原価への算入を認めるが、これ以外の団体費については、審査要領のとおり、料金原価へ算入されていないことを確認した。」とし、他に「定期調査事前周知に係る郵送費、海外派遣職員への督励に係る旅費及び社内提案活動に係る賞金については、電気料金の値上げを行う状況下における費用の優先度を考慮し、料金原価から除くべきである。携帯電話料のうち、人員数を用いて算定している費用については、経費対象人員の人数に置き換えて再算定して上回る部分について料金原価から減額すべきである。急速充電器利用サービス料については、電気料金の値上げを行う状況下における費用の優先度を考慮し、EV・PHVタウン構想に沿って導入した電気自動車等を円滑に活用していくにあたり、近隣の他の急速充電器が利用できないなど、電気事業の運営上必要不可欠の場合に限り、急速充電器利用サービスに係る運営費用や分配金を除いた費用について原価算入を認めるべきである。」としている。

（査定方針案該当箇所：P 6、P95、P97、P98、P99、P100）

寄付金、団体費、交際費等は、廃止されているか。

寄付金及び交際費について、中部電力は全額原価不算入としている。また、団体費については、海外電力調査会、海外再処理委員会、原子力安全推進協会、電力系統利用協議会、世界原子力発電事業者協会東京センター、日本卸電力取引所、地域共同防災協議会（6団体）の12団体を原価算入している。

査定方針案においては「電気料金の値上げが必要な状況下における費用の優先度を考慮し、普及開発関係費（公益的な目的から行う情報提供に係るものを除く。）寄付金及び団体費は原価算入を認めない。ただし、合理的な理由がある場合には、算定の額及び内容を公表することを前提に原価への算入を認める。また、電気の供給にとって優先度が低いものや、規制料金として回収することが社会通念上不適切なもの（交際費、政治献金、書画骨董等）については、原価算入を認めない。これらは、申請された原価に含まれる費用のうち、法令に基づき経済産業大臣がその費用の内訳に係る資料の提出を受けているもの（法第22条第1項の規定に基づき一般電気事業者等が届け出た料金その他の供給条件に係る購入電力料等）についても適用する。」としている。

このうち、寄付金は「審査要領のとおり、料金原価へ算入されていないことを確認した。」とし、団体費は「海外電力調査会、海外再処理委員会、原子力安全推進協会、電力系統利用協議会、世界原子力発電事業者協会東京センター、日本卸電力取引所、地域共同防災協議会（6団体）については、事業目的など合理的な理由があると考えられることから、料金原価への算入を認める

が、これ以外の団体費については、審査要領のとおり、料金原価へ算入されていないことを確認した。」としている。

( 査定方針案該当箇所：P 6、P99 )

電力中央研究所への分担金は、その内容が真に必要なものに限られているか。  
( 各研究テーマとそれぞれの予算額、再委託を行う場合はその比率。 )

電力中央研究所への分担金について、中部電力は、前回原価(42億円)と比較して3億円減の39億円を原価に算入しており、このうち再委託比率は「原価算入額に対して0.09%」とのことである。( 詳細は下記表のとおり )

査定方針案においては「電中研などの分担金及び自社研究費のうち、電気料金の値上げを行う状況下における費用の優先度が低い研究については料金原価から除くべきである。なお、研究成果については、広く社会に普及するよう、既に公表されている内容をより充実させるべきである。電中研の分担金については、本来、電力会社本体で行うことも考えられる業務を集中的に行うため各社が費用を分担するものであり、分担金に含まれる人件費については、中部電力のコスト削減努力並に料金原価から減額すべきである。その他の一般管理費等のコスト削減可能な経費については、効率化努力を織り込んでおり、中部電力のコスト削減努力に照らして妥当であると考えられる。」としている。

( 査定方針案該当箇所：P99 )

(単位:千円)

研究課題	原価算入額	再委託金額	再委託比率
原子炉圧力容器・炉内構造物健全性評価	181,824	なし	-
電力システム	160,829	96	0.06%
自然外部事象に対する原子力施設のフラジリティ評価	157,275	なし	-
高効率発電	145,266	なし	-
大電流技術	144,743	なし	-
次世代配電ネットワーク技術の開発	142,150	なし	-
電磁環境	140,849	なし	-
構造材料	132,192	なし	-
軽水炉のシステム安全評価	120,922	なし	-
放射性廃棄物処分の長期安全性評価技術の体系化	117,619	なし	-
エネルギー変換	108,375	なし	-
燃料・炉心	88,760	なし	-
燃料サイクル	79,462	なし	-
高エネルギー	76,010	なし	-
高性能SiCパワー半導体	75,853	なし	-
構造工学	72,882	なし	-
地圏科学	72,274	なし	-
軽水炉の機器・配管健全性評価	71,614	584	0.82%
低線量放射線リスクの定量評価と放射線防護への反映	70,023	2,629	3.75%
電力応用	69,443	なし	-
低品位資源利用技術の高度化	69,317	なし	-
高電圧・絶縁	67,828	なし	-
微粉炭火力の燃料種拡大のための運用技術開発	67,279	なし	-
送配電設備の風雪害対策技術の実証	65,301	なし	-
高性能二次電池評価技術の確立	64,250	なし	-
燃料高度利用	61,645	なし	-
経年電力流通設備の維持管理技術の構築	58,940	なし	-
放射性物質の拡散・長期動態に関する予測手法の開発	54,092	なし	-
次世代通信ネットワークシステムの実証と共通仕様化	52,957	なし	-
大気・海洋環境	52,674	なし	-
使用済燃料の長期貯蔵管理技術の開発	49,432	なし	-
応用生物学	49,220	なし	-
雷リスクマネジメント技術の構築	48,836	なし	-
経年鉄塔の健全性評価技術の開発	48,509	なし	-
原子炉システム安全	48,115	なし	-
地下エネルギー利用技術	46,868	なし	-
機能材料	44,648	なし	-
地震工学	44,642	なし	-
ダム流域土砂管理のための統合システム開発	42,027	なし	-
ヒューマンファクター	41,473	なし	-
生物環境	40,922	なし	-
生物多様性分野の環境アセスメント技術の開発	40,897	なし	-
高クロム鋼製高温機器の設備診断技術の開発	40,047	なし	-
情報数理	38,833	なし	-
原子力施設に対する自然外部事象のハザード評価	36,339	なし	-
流体科学	35,839	なし	-
軽水炉機器・配管に対する非破壊検査技術の開発	35,717	なし	-
熱流体・反応数値解析	34,055	なし	-
電力設備に及ぼす気象・気候影響予測手法の開発	33,664	なし	-
火力発電の大気環境総合評価技術の開発	31,048	なし	-
経済・社会システム	29,613	なし	-
水域環境	28,201	なし	-
太陽光発電出力の高精度推定・予測技術の開発	22,602	なし	-
環境化学	18,505	なし	-
原子力施設における火災現象評価技術の確立	17,753	なし	-
エネルギー技術評価	17,046	なし	-
需要家システム	16,443	なし	-
通信システム	14,611	なし	-
次世代需要マネジメントの価値評価	12,901	なし	-
太陽光発電大量導入時の系統セキュリティ評価	12,749	なし	-
材料評価共通技術	12,205	なし	-
軽水炉のケーブル健全性評価	4,846	なし	-
健全に機能する電力市場とネットワークの中立化	4,244	なし	-
電気事業経営	1,460	なし	-
合計	3,886,963	3,309	0.09%

\*端数処理の関係で合計は一致しない

子会社・関連会社について電力会社本体並の経営合理化を行い、それを調達費用の更なる削減に反映させているか。また、役員の報酬・賞与・退職慰労金について、その削減が各電力会社本体における措置に準じたものとなっているか。

中部電力は「今回の申請原価においては、子会社・関係会社との契約取引に係る費用のうち一般管理費等のコスト削減可能な部分について、出資比率に応じ、10%調達価格を削減しており、削減額として年平均19億円程度が反映されている。役員報酬については、主に当社との資本関係が強い子会社・関連会社に対して、当社役員に準じた報酬の削減を要請し、実施している。」としている。

査定方針案においては「資機材・役務調達のうち、今後契約を締結するものについて、子会社・関係会社との契約取引に係る費用のうち一般管理費等のコスト削減可能な部分についても、出資比率に応じ10%の調達価格を削減することを基本方針とし、これらを合わせた平均10.31%（うち子会社・関係会社取引分0.31%）を設備投資等への効率化として織り込んでいる（コスト削減を求めることが困難な費用を除く）。この効率化の水準は東京電力及び関西電力等の査定水準と同等である。」としている。

（査定方針案該当箇所：P 7）

子会社・関連会社の役員を兼務している者は、その報酬を削減しているか。

中部電力は「子会社・関連会社の役員を兼務している者については、上場会社を除いて無報酬となっている。上場会社の報酬については、当該会社の株主総会や取締役会で決議されたものであり、その役員としての責任の重さを踏まえ受け取っている。」としている。

査定方針案における子会社・関連会社の扱いについては、上記 への回答のとおりである。

コスト削減努力を明確かつ定量的に原価の削減に反映しているか。（例えば、スマートメーターの調達改善努力、導入による業務効率化等による人件費・修繕費等の削減等）

コスト削減努力と原価の削減について、中部電力は、申請ベースでは、平成26～28年度の3年間平均で1,633億円のコスト削減を原価に反映しているとのことである。（詳細は下記表の通り）

査定方針案における経営効率化については、上記 への回答のとおりである。

中部電力は「スマートメーターの導入について、導入効果の高い高圧部門は平成24年1月から、低圧部門も平成26年10月から順次導入を進め、平成34年度までに全数設置を行うことを表明している。また、スマートメーターの導入に伴う検針費等の削減効果を平成28年度から13.7億円織り込むとともに、その後も展開の進捗とともに検針・配電業務の合理化効果や需要抑制効果が増加するものと推計している。また、お客さまサービスの向上として、料金メニューの多様化とデマンドレスポンス（需要抑制）に取り組む」としている。

査定方針案においては「通信RFPの結果を踏まえた仕様の見直しにより、例えば、自社光ケーブルの設置及び維持管理に要する費用の減や、事業者回線を活用する集約装置の設置・運用に要する費用の増などがあると考えられるが、通信RFPの結果を踏まえた原価の再算定を行い、申請との差分がある場合には、料金原価から減額すべきである。」「今回、中部電力は、スマートメーターの導入に伴い、スマートメーターの取替工事に関する「お知らせ葉書」の郵送を新たに計画し、その増分費用を申請原価に織り込んでいるが、お知らせ葉書の内容は、事前訪問の際に説明するものと基本的に同じであり、他社の料金査定においても、こうした費用は想定されてい

なかったことを踏まえ、料金原価上、当該増分費用については計上を認めない。」としている。

( 査定方針案該当箇所：P107、P109 )

<平成26～28年度におけるコスト削減額（中部電力申請ベース）>

( 単位：億円 )

	H26	H27	H28	3ヶ年平均	主な内容
人件費	454	460	467	460	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 役員給与の削減</li> <li>• 基準賃金の削減をはじめとした社員年収水準の引き下げ</li> <li>• 保養所の全廃等による厚生費の削減 等</li> </ul>
燃料費・ 購入電力料	444	631	667	580	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 上越火力発電所運転開始による熱効率向上（燃料費の低減）</li> <li>• 安価な燃料調達による燃料費の削減</li> <li>• 購入電力料の削減 等</li> </ul>
設備投資 関連費用	49	84	117	83	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 競争的発注の拡大等による調達価格の削減（震災前比 10%等）</li> <li>• 新技術・新工法の採用による投資額の削減</li> </ul>
修繕費	384	310	299	331	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 競争的発注の拡大等による調達価格の削減（震災前比 10%等）</li> <li>• 新技術・新工法の採用、仕様の見直し、設備の効率的運用等による削減</li> </ul>
その他	175	183	179	179	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 競争的発注の拡大等による調達価格の削減（震災前比 10%等）</li> <li>• 販売拡大活動やイメージ広告等の普及開発関係費の削減</li> <li>• 寄付金・団体費等の諸費の削減</li> <li>• 販売に係る研究費の削減 等</li> </ul>
合計	1,506	1,668	1,729	1,633	

## [事業報酬]

安定供給、財務状況等を踏まえ、事業報酬率は適正なものとなっているか。

電気事業者が設備投資を行うための資金調達に要するコストである事業報酬については、その算定方法が「一般電気事業供給約款料金算定規則」及び「一般電気事業供給約款料金審査要領」に定められている。事業報酬率については、審査要領上、電気事業をめぐる経営リスクが、他の一般的な事業会社の経営リスクと比較してどのような位置にあるかという点（値）を勘案し決定され、値の採録期間については、中部電力は「認可申請にあたっては、平成23年9月20日から平成25年9月17日（2年間）における一般電気事業者9社の平均値である0.96を適用する。」としている。

なお査定方針案においては「事業報酬率は、審査要領上、電気事業をめぐる経営リスクが、他の一般的な事業会社の経営リスクと比較してどのような位置にあるかという点（値）を勘案し決定され、審査要領にも示されているように、東日本大震災後の状況も勘案し事業報酬率を設定する必要がある。東京電力の料金値上げ審査における査定方針においては、震災以降、電気事業の経営リスクは格段に高まり、震災前後で経営リスクに断絶があると考えられることから、本来は例えば2年程度の一定の長期間を採るべきと考えられるが、平成23年3月11日から申請日前日（平成24年5月10日）までの期間を値の採録期間としたところである。関西電力、九州電力、東北電力、四国電力及び北海道電力の料金値上げ審査における査定方針においては、値の採録期間を申請の際に用いた震災後から値上げ検討表明日（決算発表日）までとすることや、東京電力による申請の査定方針と同様、震災後から申請日前日までとすることも方策として考えられたが、値上げ検討表明日、申請日のいずれも事業者による恣意性を排除できないこと、電気事業の事業リスクを反映させるためには、2年程度の一定の長期間を採るべきことから、平成23年3月11日から電気料金審査専門委員会での査定方針案のとりまとめ日までとすることが妥当であるとしたところである。値については、採録期間を1年未満とした場合の値は大きく変動しており、また、震災以降半年程度の値は高騰しているが、以降は比較的安定していること、震災の前後で値は大きく異なることから、査定方針案のとりまとめ日までの直近2年間とすることが妥当である。なお、自己資本報酬率については、算定に用いる一般電気事業を除く全産業自己資本利益率の平成24年度値が確定したことから、申請時点における平成17年度から平成23年度までの平均値に代えて、平成18年度から平成24年度までの平均値を採用することが妥当である。3月12日までの直近2年間を採録期間とする値は1.04であり、これにより計算される事業報酬率3.0%に照らして、申請における事業報酬率2.9%は妥当である。」としている。

（査定方針案該当箇所：P66）



(第10回電気料金審査専門小委員会資料6 - 1)

(1)自己資本報酬率 (観測期間:7年、β値:0.96)

	(比率)	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H17~H23
公社債利回り	(4%)	1.43%	1.85%	1.69%	1.55%	1.41%	1.18%	1.08%	—
自己資本利益率	(96%)	8.00%	7.99%	8.44%	4.70%	4.77%	6.95%	5.88%	—
自己資本報酬率	(100%)	7.74%	7.74%	8.17%	4.57%	4.64%	6.72%	5.69%	6.47%

β値…βとは、株価指数に対する個々の企業の株価の感応度で、企業の相対的リスクの大きさを表す値です。自己資本報酬率算定の際、自己資本利益率のウェイト付けに適用します。

(2)他人資本報酬率 (観測期間:1年、一般電気事業者10社平均有利子負債利率)

	H24
他人資本報酬率	1.44

(3)事業報酬率

	資本構成	報酬率	(参考) 前回
自己資本報酬率	(30%)	6.47%	5.13%
他人資本報酬率	(70%)	1.44%	2.36%
事業報酬率	(100%)	2.9%	3.2%

[減価償却費、レートベースについて]

減価償却については、原価算入の対象となる資産の範囲・種別が明確で合理的なものになっているか。

減価償却費は、設備投資により形成された発電所等の設備が運転開始することに伴い、当該資産の価値である簿価の一定割合が会計上費用化されるものであるが、電気事業の運営にとって真に必要な資産に係るものに限って料金原価への算入が認められる。

中部電力は「長期計画停止発電所・販売に係るPR施設・保養所等に係る減価償却費について、原価不算入としている。」としている。

査定方針案においては「固定資産関連が、電気事業の運営にとって真に必要なものであるかについて、先行投資、不使用設備、予備品/予備設備、建設中の資産( )等を中心に行われた特別監査(立入検査)の結果を確認したところ、送電線異電圧、送電線空回線及び空管路、発電設備・変電設備等における長期間不使用の土地、建物、機械装置、社宅の空室分、その他(無償貸与土地・設備、スポーツ施設、PR施設等)についてはレートベースから除くべきである。上記の考え方に基づき、査定を行った資産に関わる減価償却費等の営業費用についても、料金原価への算入を認めるべきでない。」としている。

( )設備の新設や改良のための設備投資額は、電気事業固定資産として竣工するまでの期間、建設仮勘定として整理されるが、「建設中の資産」とは、建設仮勘定の平均帳簿価格(資産除去債務相当資産を除く)から建設中利子相当額及び工事負担金相当額を控除した額に50%を乗じた額。

(査定方針案該当箇所:P55)

原価算定期間内に稼働が見込まれない原子力発電設備をレートベースに含める理由が説明されているか。また、建設中の資産について、レートベース算入・不算入の根拠が説明されているか。

中部電力では、原価算定期間中に浜岡原子力発電所3号機及び4号機の再稼働を見込んでいる。  
(3号機：平成29年1月、4号機：平成28年1月)

原価算定期間中の発電電力量を想定していない浜岡5号機について、中部電力は「平成23年5月14日に発生した海水流入事象を受けて、海水が混入した設備の点検および健全性評価を進めており、これまでのところ、運転再開に影響を及ぼす著しい腐食などは確認されていない(平成26年上期末までに点検を終える予定)。また、新規制基準への対応についても引き続き検討を進めているところであり、今後も重要な電源と考えている。このため、引き続き電気事業に必要不可欠な資産としてレートベースに織り込んでいる。」としている。

また、建設中の資産について中部電力は「建設準備中の工事について、原価不算入としている」としている。

査定方針案においては「審査要領上、「長期停止発電設備については、原価算定期間内に緊急時の即時対応性を有すること及び改良工事中などの将来の稼働の確実性等を踏まえてレートベースに算入する。」となっている。中部電力においては、浜岡原子力発電所5号機について、高経年化対策等に加え、更なる安全性向上対策等の実施を計画し、再稼働に向けた準備を進めているところであり、原価算定期間以降には稼働するものと想定していることから、レートベース及び減価償却費を算入することは妥当である。」としている。

また、建設中の資産( )については「工事計画が未確定なものを除き、工事計画の認可等により実施が確定した工事に要する金額の2分の1のみがレートベースに算入されていることを確認した。」としている。

( )設備の新設や改良のための設備投資額は、電気事業固定資産として竣工するまでの期間、建設仮勘定として整理されるが、「建設中の資産」とは、建設仮勘定の平均帳簿価格(資産除去債務相当資産を除く)から建設中利子相当額及び工事負担金相当額を控除した額に50%を乗じた額。

( 査定方針案該当箇所：P56、P59 )

## [燃料費、購入電力料等]

火力発電所の稼働増に対し、電源構成（原油、石炭等）の発電単価を踏まえた燃料費の抑制策を講じようとしているか。

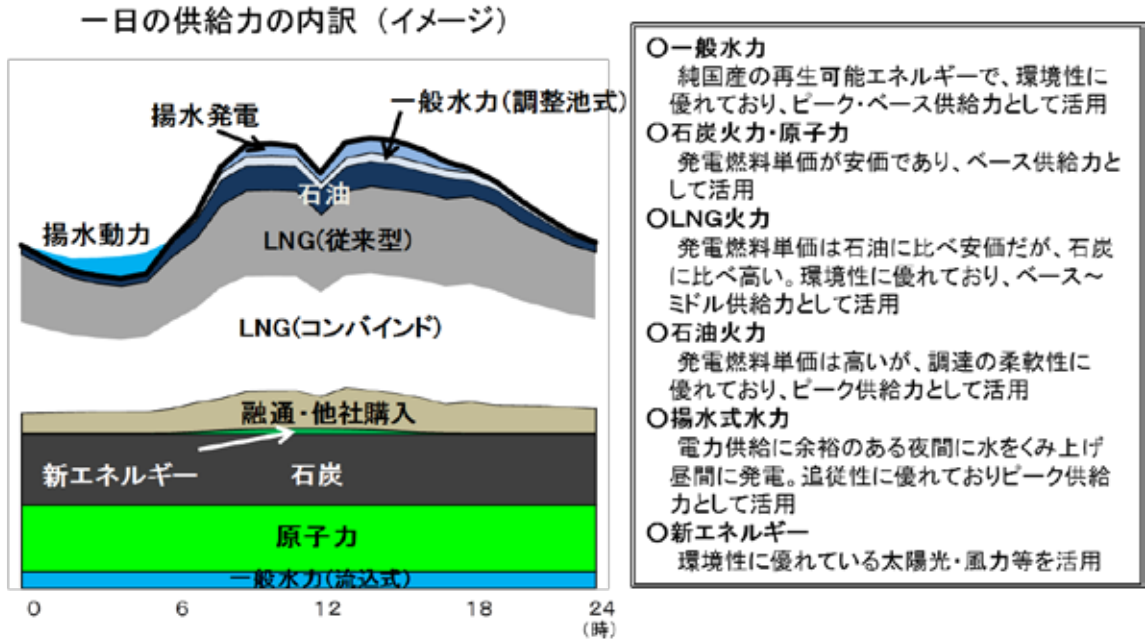
中部電力は「発電燃料単価の安い石炭火力をベース供給力とし、熱効率の高いコンバインドサイクル型LNG火力を優先的に配分したうえで、残りを従来型LNG火力および石油火力で分擔している。他社火力は契約に基づき、自社火力と同様に経済性を考慮して計画している。」としている。

査定方針案においては「申請における自社火力の発電所別の発電電力量は、発電所の定期検査や補修停止等を考慮したうえで、メリットオーダーに基づき算定されていることを確認した。具体的には、発電燃料単価の安い石炭火力をベース供給力とし、次に熱効率が高いコンバインドサイクル型LNG火力を優先的に配分したうえで、残りを従来型のLNG火力、石油火力の順にて賄うことを基本としていることを確認した。他社火力については、契約に基づき、自社火力と同様に経済性を考慮して計画していることを確認した。」としている。

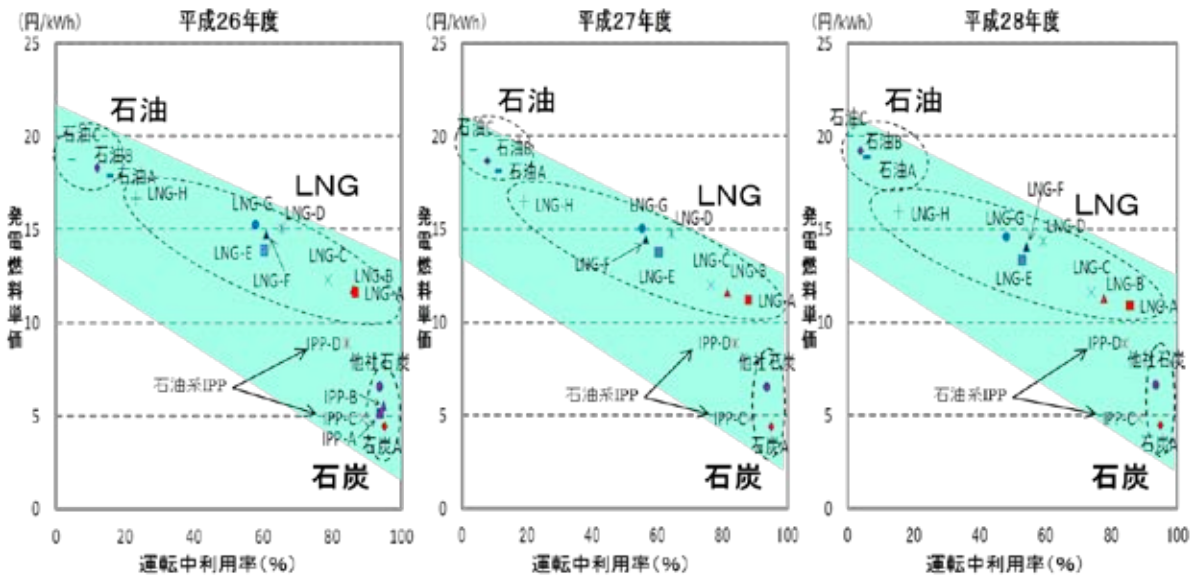
なお「電源別の供給電力量のうち、一般水力については可能発電電力量から溢水電力量を控除して算定される。中部電力は今回の申請においては、平成21年度以降の溢水電力量の増加を理由に、21～23年度の3ヶ年の水力停止率をもとに溢水電力量を想定している。21年度以降の溢水電力量の増加の一因として、中部電力は、近年、短時間の集中豪雨が発生するケースが増加しており、出水に伴う発電機停止による溢水電力量実績が増加していること、水車発電機保守の効率化に伴う過去の作業停止量の一時的現象の反動、が考えられるとしている。しかしながら、については、異常気象が継続するかどうかは定かではないこと、については、これまで水車発電機の保守効率化に取り組んできたことは評価できるものの、過去の料金改定や供給計画策定時において、至近10ヶ年の水力停止率をもとに溢水電力量を算定してきたことが確認されたことから、今回、観測期間を変更する特段の事情はないと考えられるため、申請原価においても、至近10ヶ年（15～24年度）の水力停止率の実績をもとに溢水電力量を想定することが適当である。この結果をもとに、自社火力の発電電力量の分擔及び燃料消費数量を再算定すべきである。」としている。

（査定方針案該当箇所：P29,30）

一日の供給力の内訳（第7回電気料金審査専門小委員会資料7-2）

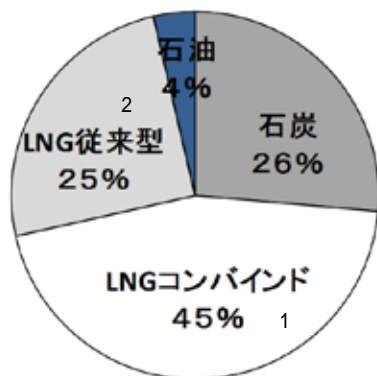


年度別の火力供給電力量配分結果（第7回電気料金審査専門小委員会資料7-2）



自他社火力（燃料別）の経済的な配分の考え方（第7回電気料金審査専門小委員会資料7-2）

燃料別の自他社火力発電電力量（発電端）比率  
（平成26年度～平成28年度の3か年平均）



- ※1 ガスタービンと蒸気タービンを組み合わせた発電設備。燃焼器でガスを燃やし、その燃焼ガスでガスタービンを回して発電し、さらにその高温ガスの排熱を回収し、蒸気を発生させ、蒸気タービンを回して発電する方式
- ※2 ボイラーで発生した蒸気をタービンに導き、蒸気タービンを回して発電する従来型の方式
- ※3 補修等の計画停止を除いた、設備を自由に使える期間において、発電設備をどの程度利用したかを表す指標（【参考】原子力・火力の運転中利用率参照）

運転中利用率※3と発電燃料単価（3か年平均）

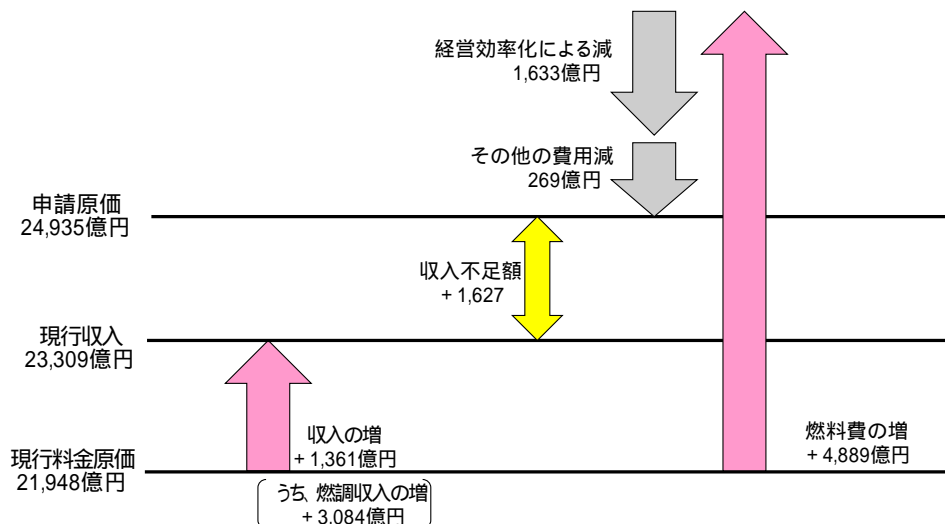
発電所	運転中利用率 (%)	発電燃料単価 (円/kWh)
石炭A	95.0	4.4
LNG-A	86.8	11.2
LNG-B	81.7	11.6
自 LNG-C	76.3	12.0
LNG-D	62.9	14.8
LNG-E	57.8	13.7
LNG-F	57.1	14.5
LNG-G	53.5	15.0
社 LNG-H	19.0	16.4
石油A	9.9	18.1
石油B	7.8	18.6
石油C	3.0	19.1
他 IPP-A	93.7	5.1
IPP-B	94.7	5.6
IPP-C	88.4	4.9
社 IPP-D	83.9	8.9
他社石炭	93.6	6.6

- ・LNG火力は、コンバインドサイクル型と従来型に分けて記載
- ・発電燃料単価は、自社は燃料可変費、他社は契約単価のうち可変費

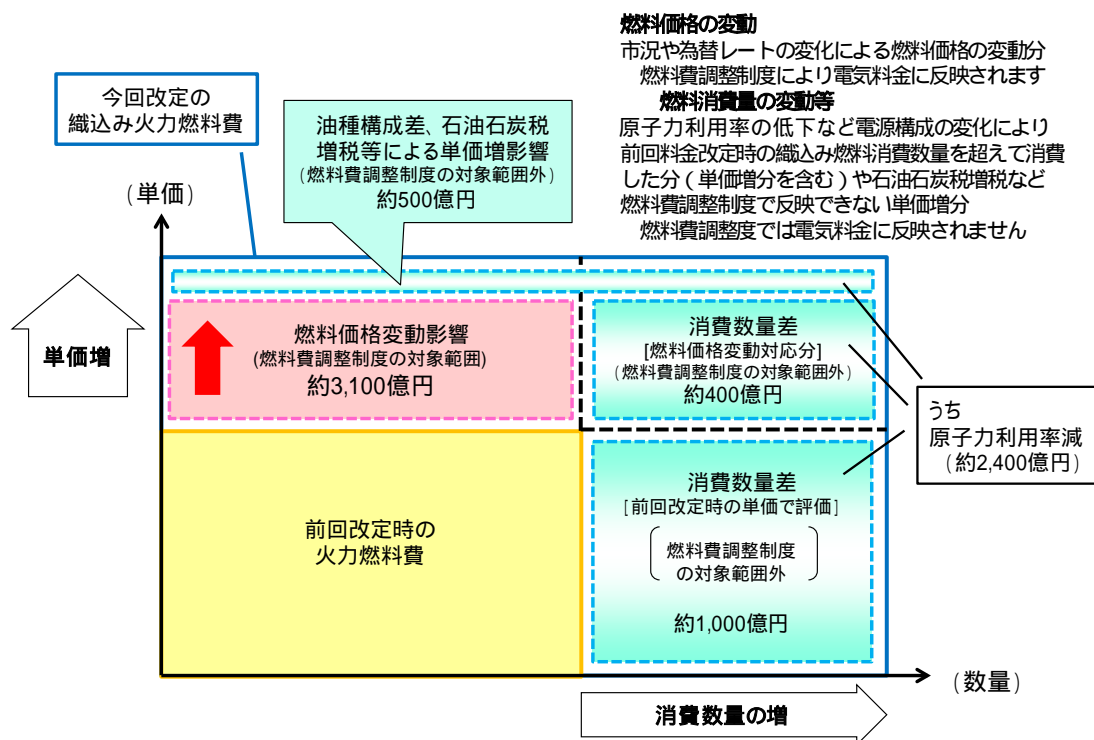
燃料単価の上昇は燃料費調整制度において電気料金に織り込み済みであるにもかかわらず、燃料費の増加を理由に電気料金を値上げしなければならないことについて分かりやすく説明しているか。

中部電力は「燃料費調整制度は、料金改定時に前提とした燃料消費量に対応する燃料価格の変動影響を電気料金に反映する制度となっているが、原子力利用率の低下など電源構成の変化による燃料消費量の変動影響は、電気料金には反映されず、今回の改定では、平成26～28年度の原価算定期間に見込まれる燃料消費量への置換えを含め、火力燃料費全体を見直している。」としている。

値上げの主要因（第13回家庭用電気料金の値上げ認可申請に関する調査委員会資料3-2、第11回電気料金審査専門小委員会参考資料3）



燃料費増加の燃料費調整制度との関係(第13回家庭用電気料金の値上げ認可申請に関する調査委員会資料3-2、第11回電気料金審査専門小委員会参考資料3)



今回の原価算定期間において、燃料調達の長期契約の満了件数及び契約更改等によるコスト削減の定量的な見込みはどのようになっているか。

燃料費の低廉化について、具体的な取組方針が、必要な情報とともに説明されているか。また、これらの取組による燃料費削減期待額を織り込んで、あらかじめ燃料費を削減できないか。

中部電力は「原子力発電所の利用率低下(浜岡3~5号機の利用率:前回83.0% 今回12.4%)に伴い、火力発電電力量が増加したことや、燃料価格が上昇したことから、燃料費については、平成26~28年度平均で、前回改定に比べ4,889億円の大幅な増加となる見込みであり、火力発電電力量については、販売電力量の減少はあるものの、原子力発電電力量や他社からの受電電力量の減少に伴い増加する一方で、割高な石油系を最小限に抑制していることから、LNG火力(ガス系)が大幅に増加している。この結果、火力燃料費は前回改定と比べ4,969億円増の12,384億円(うち石油系261億円、ガス系10,857億円、石炭1,266億円)、核燃料費は同80億円減の20億円を原価に算入している。」としている。